

徳島県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年三月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、六〇一人
鳴門	一五、三九五入
小松島・勝浦	一一、八八六入
阿南	一九、三七二人
吉野川	一〇、八六三人
阿波	九、八七二人
美馬	九、八〇七入
三好第一	六、五七三人
名西	八、二九一人
那賀	二、一二一人
海部	五、一七四入
板野	二六、九七五人
三好第二	三、七六九入